



# 令和7年度 上島小学校 生活のきまり①

お互いに気持ちよく、安全に過ごすためのルールやマナーです。

## 1. 登校

- 7時30分に昇降口が開きます。7時30分～7時50分に登校できるよう家を出ましょう。
- 1・2年生は、ヘルメットをかぶって登校します。(3年生以上は、家の人と相談しましょう。)
- 3年生以上でヘルメットをかぶらない人は、防災用にヘルメットを教室に置いておきます。
- 登校後は、許可なく校外に出ません。また、忘れ物をしても家に取りに戻りません。

## 2. けが0の生活

- 原則、学年で決められたトイレを使用します。
- 西側のトイレは、特別教室を使っている時以外は使いません。
- 東階段は、1・3・5年生が使います。中階段は、2・4・6年生が使います。
- ※西階段は、先生と一緒に移動するとき、または学校図書館、プールに行く時だけ使います。
- 給食の片付けをした後、12時45分までは、遊ぶため、着替えのために教室から出ません。
- 特日課の昼休みは、教室やホールで落ち着いて過ごしましょう。(運動場で遊びません。)
- 更衣室やホールの着替えスペースを使用しないときは、カーテンをあけ、束ねておきましょう。

## 3. 学習

- 学習には鉛筆を使い、シャープペンシルは持ってきません。また、学習に必要なものを持ってきません。(ボールペン、飾り付き鉛筆、カラーペン等)
- 彫刻刀やカッターナイフ等危険な物は、教師の指示があった時以外は、持ってきません。
- ランドセルや筆箱等に必要な飾りは付けません。
- 携帯電話は、学校に持ってきません。
- 特別教室(体育館を含む)や教材室には、子供だけで勝手に入りません。
- 特別教室(体育館を含む)と教室間の移動は、学級ごとに整列します。

## 4. 服装

- 校内では、名札をつけて過ごします。
  - 登下校中や校舎内では、フードをかぶりません。また、カチューシャやシュシュ、ヘアバンド、髪留め等は、着用しません。
  - アクセサリー類は、安全面・衛生面を考慮して、身に付けません。
  - 怪我防止、熱中症予防のために、校舎の外に出る時は、赤白帽子をかぶります。
- ※1年生は、帽子を赤色にしてかぶります。

この「上島小学校 生活のきまり」は、児童代表委員会で検討を提案され、話し合われた後、変更されることがあります。



# 令和7年度 上島小学校 生活のきまり②

お互いに気持ちよく、安全に過ごすためのルールやマナーです。

## 1. 下校・放課後

- 完全下校時刻までに門の外へ出ます。
- 通学路を通り、家族と決めた道で家に帰りましょう。店や友達の家、公園等に寄り道はしません。
- 下校後、忘れ物等で教室に入る場合は、職員室にいる先生に必ず声を掛けましょう。
- 学校の敷地内に、菓子やジュース類を持ちこんだり、食べたりしません。
- 学校の敷地内では自転車に乗りません。自転車は、自転車置き場に整頓して置きましょう。
- 17時（11月～2月は16時30分）には、遊んでいる場所から家に帰ります。

## 2. その他

### 【外出時】

- 保護者の付き添い、または許可なしで子供だけで、大型ショッピングセンターやデパート、テーマパーク・カラオケボックス・映画館・ボウリング場・ゲームセンター・ゲームコーナー等の遊戯施設には行きません。

### 【ICT端末、機器の使用】

- 通信機能付きゲーム機、パソコン、携帯電話等、インターネットやSNSが利用できる機器の所持については、その必要性を家庭で十分話し合ってから判断しましょう。所持する場合はフィルタリングや使用時間・場所等のルールを必ず家族で決めましょう。
- 上記の機器を使用する際は、個人情報や人を不快にさせる言葉を書き込んだり、画像や動画等をアップロードしたりしません。法に触れることもあります。

### 《参考》

【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 第一章 第二条】  
(定義)

この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令 第六条】  
(保護者の責務)

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により、インターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。